

人権啓発冊子
私たちの人権



はじめに

私たちは、それぞれ異なる環境の中で生まれ育ち、一人ひとり違う人間として今日を生き、そして幸せになりたいと望んでいます。

自分らしく生きることや、幸せになることは、誰にも侵すことができない「基本的人権（平等権、自由権、社会権等）」として、憲法により、すべての国民に保障されています。

しかしながら、私たちの身のまわりでは、しばしばこの権利が不当に侵害されています。障害のある方に対して暴力が振るわれたり、在日外国人や性的マイノリティ等に対して、インターネット上で人格を否定するほどの誹謗や中傷が行われたりする事案は、残念ながら日常のニュースの中にあふれています。また、同和問題は、わが国の歴史の中で人為的に作り出された身分制度であるにもかかわらず、現代でもなお、職業や結婚などにおいて市民の権利と自由が侵害されている、深刻で重大な社会問題です。

誰もが尊重され、幸せに暮らすことができる豊かな地域社会を築くためには、一人ひとりが「人権はかけがえのない大切なものである」という意識を持つことが必要です。

さいたま市では、様々な人権課題に対する理解を深めていただくために、この冊子を作成いたしました。ご活用いただければ幸いです。



※この冊子で掲載している情報は令和5年12月時点のものです。

<目次>

1. 様々な人権課題について	1
Ⅰ 法務省啓発活動強調事項とその趣旨について	1
Ⅱ それぞれの人権課題について	5
(1) 女性の人権	5
(2) インターネット上での人権侵害	9
(3) 性的少数者の人権	13
(4) 子どもの人権	15
(5) 外国人の人権	18
(6) 障害のある人の人権	21
<差別の交差性について>	24
<ビジネスと人権について>	25
2. 同和問題の解決をめざして	26
Ⅰ 同和問題を正しく理解するために	26
(1) 同和問題とは	26
Ⅱ 部落差別の起こりから解放へのあゆみ	27
(1) 部落差別の起こり	27
(2) 差別との闘い	28
(3) 解放令の矛盾と新たな身分差別	29
(4) 全国水平社の結成	29
(5) 被差別部落の人々が果たしてきた役割	30
Ⅲ 戦後の部落解放運動と同和对策の推進	30
(1) 部落解放運動団体の結成と行政施策の推進	31
(2) 生活環境等の改善と差別意識の解消をめざして	32
(3) 特別対策から一般対策へ	33
(4) 一般対策移行後の差別解消への取り組み	34
Ⅳ 今も残る部落差別	35
(1) 意識調査から見た差別	35
(2) 事例から見る差別	35
Ⅴ 明るい社会の実現のために	40
Ⅵ 同和問題 Q&A	41
<人権啓発冊子等をご利用ください>	45
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	46
部落差別の解消の推進に関する法律	47
埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例	48
同和对策関係年表	49

1. 様々な人権課題について

I 法務省啓発活動強調事項とその趣旨について

法務省は、取組が求められている主な人権課題について、「啓発活動強調事項」を17項目掲げています。

(法務省HPを参照し作成：

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html)



<女性の人権を守ろう>

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、女性の人権についての関心と理解を深めていくことが必要です。

<こどもの人権を守ろう>

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。こどもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、こどもの人権についての関心と理解を深めていくことが必要です。

<高齢者の人権を守ろう>

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（※）」の趣旨なども踏まえながら、関心と理解を深めていくことが必要です。

※認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することで、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的とした法律。

<インターネット上の人権侵害をなくそう>

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

＜障害を理由とする偏見や差別をなくそう＞

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（※）」の趣旨を踏まえ、障害のある方の人権についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

※障害のある人が、障害のない人と等しく尊重されることを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等及び民間事業者における差別解消のための措置などについて定めることで、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律。

＜部落差別（同和問題）を解消しよう＞

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。

「部落差別の解消の推進に関する法律（※）」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

※部落差別は許されないものであるとの認識のもと、差別解消に対する国民一人ひとりの理解を深めることが必要であるとする基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。第6条では、国が地方公共団体の協力を得て部落差別の実態に係る調査を行うものとするを規定。

＜アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう＞

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（※）」の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

※アイヌの伝統等が置かれた状況や先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々に関する施策の推進についての基本理念や国の責務等を定めることで、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を図ることで、共生社会の実現に資することを目的とした法律。

＜外国人の人権を尊重しよう＞

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（※）」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

※外国人等に対して日本の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動について、許されないものであることを宣言するとともに、人権教育や人権啓発などを通じて、国民の理解と協力を得ながら不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することを目的とした法律。

＜感染症に関連する偏見や差別をなくそう＞

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

＜ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう＞

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話（※）」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

※かつてのハンセン病対策により、患者等が極めて厳しい偏見や差別を受けた事実を深刻に受け止め、政府として深く反省すること、そして関係省庁が連携し、患者等が置かれてきた境遇を踏まえた人権啓発・教育の強化に取り組むことなどについて述べたもの。

＜刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう＞

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

＜犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう＞

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

＜北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう＞

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（※）」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

※北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とした法律。

＜ホームレスに対する偏見や差別をなくそう＞

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。ホームレスの人権についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

＜性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう＞

性的マイノリティであることを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

＜人身取引をなくそう＞

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

＜震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう＞

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

Ⅱ それぞれの人権課題について

（１）女性の人権

＜女性に対する暴力について＞

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪・性暴力、人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

＜DV被害＞

DVには次のような種類があります。

DVの種類
身体的なもの：殴ったり、蹴ったり、物を投げつけるなど、身体に対する傷害や暴行
精神的なもの：大声でどなる、人格を否定するような言葉、交友関係や外出先などの過度な監視と制限、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせや、危害を加える、自殺するなどの脅迫など、心を傷つける精神的な暴力
経済的なもの：生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、仕事を辞めさせるなど
性的なもの：嫌がっているのに性的行為を強要される、避妊に協力しないなど

コロナ下においてDV被害の増加が懸念される中、内閣府は令和2年度から「DV相談＋」を開設、令和2年度のDV相談件数は前年度の1.5倍に急増し、18万件を超えました。その後も配偶者暴力相談支援センターなどへの相談件数は引き続き高水準で推移しています。

DV相談件数等の状況
・相談件数の急増 令和元年度＝約11万9千件 → 令和4年度＝約17万件
・相談者は、30代・40代が半数以上を占める。
・相談内容の約6割が精神的DVを含んだ内容となっている。
・女性の約4人に1人は、配偶者から暴力を受けた経験がある。
・配偶者からの暴力を受けた女性の約4割はどこにも相談していない。

（令和5年12月内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力の現状と内閣府の取組」から引用）

配偶者やパートナー等からのDVは、家庭内のことと受け止められてしまいがちで表面化しにくく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。また、被害者が長期間DVを受け続けることにより、被害を受けている認識が麻痺したり、相手による支配状態を当たり前と感じてしまうことで、被害が深刻化する可能性があります。さらに、相手との関係性を断つことは、経済的理由や生活環境の変化、関係改善への期待などから、実行に移すのが難しいことがあります。被害者本人だけでなく周囲の人々も、「その行為はDVではないか」ということを感じ、相談につなげることが大切です。

＜DV防止法の改正＞

DV被害者の保護を強化するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、令和6年4月1日から施行されます。

DV防止法の主な改正内容
保護命令制度（※）の拡充 ・対象について、身体的暴力のおそれ以外に、精神的暴力のおそれがある場合にも拡大 ・保護命令違反の厳罰化 など
国が定める基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 ・「被害者の自立支援のための施策」、「国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力」を必要的記載事項とする。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会の法定化 ・関係機関の情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に守秘義務等を創設

※重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が、被害者からの申立により、相手配偶者に対して被害者等への接触などの一定の行為を禁じたり住居から退去させる命令を発令する制度。

相談窓口

■さいたま市DV相談センター 電話 048-762-3880

月曜日～金曜日 10時～17時（祝休日、年末年始は除く） ※女性対象



■DV相談＋ 電話・メールで24時間受付します。（内閣府により実施する相談窓口）

電話 0120-279-889 SNS相談は12時から22時まで

※WEB面談対応、多言語対応可能



■DVお悩みチャット@埼玉 ウェブチャットによるDV相談。（埼玉県が実施）

日曜日、水曜日、金曜日 15時～20時30分（年末年始を除く）



＜性犯罪・性暴力被害＞

令和4年度の「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の相談件数は、全体で63,000件を超え、前年度から7.4%増加しています。また、若年層の相談者も多くなっています。

性犯罪・性暴力被害に関する相談等の状況
・相談件数の増加 令和元年度＝41,384件 → 令和4年度＝63,091件
・電話相談、面談とも、20代以下が全体の約7割。20代は電話（全体の32.6%）、面談（全体の31.6%）ともに最多となっている。
・10代以下の相談者は、電話相談で全体の約3割、面談で全体の約4割を占める。面談では中学生以下に限っても全体の約2割に上る。

（令和5年12月内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力の現状と内閣府の取組」から引用）

性犯罪・性暴力被害の状況
・16歳～24歳を対象とした調査では、およそ4人に1人以上（26.4％）が何らかの性暴力被害にあったことがあると回答。 ・性暴力被害のうち、言葉によるものが17.8％と最も高く、次いで身体接触を伴うものが12.4％となっている。 ・性交を伴う性暴力被害の加害者は、「通っていた（いる）学校・大学の関係者」、「交際相手・元交際相手」、「SNSなどインターネット上で知り合った人」が多い。 ・被害にあっても、半数以上はどこ（だれ）にも相談していない。また、相談先は友人や家族等の身近な人が多く、専門の相談機関につながっていない。

（令和5年6月内閣府男女共同参画局「こども・若者の性被害に関する状況等について」から引用）

令和4年6月には、いわゆる「AV出演被害防止・救済法」が成立、施行され、全ての年齢・性別の方について、被害の防止と被害者の救済がなされるよう、AV出演契約を無力化する新たなルールができました。

令和5年7月には、改正刑法等が施行され、意思に反した性行為に対する不同意性交等罪・不同意わいせつ罪、わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求等の罪、盗撮を含む性的な画像の撮影・提供に対する罪など、性犯罪に関する規定が大きく変わりました。

性犯罪・性暴力は、被害者に大変な苦痛を与えます。しかし、その性質から被害者は相談を思いとどまる傾向もあります。いかなる場合も暴力は許さないという教育や社会啓発とともに、被害者支援の観点から被害申告や相談をしやすい環境づくりと、二次的被害防止のための施策などが求められています。

相談窓口

■性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

電話 #8891 ※最寄りの相談窓口につながります。



■彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター 性暴力等犯罪被害者専用相談電話

「アイリスホットライン」 相談専用電話 0120-31-8341

<困難女性支援法>

これまで、困難な状況にある女性への支援は、昭和31年に制定された売春防止法を法的根拠として「売春を行うおそれのある女子」を「保護更正」する婦人保護事業として実施されてきました。しかし、現代において女性の直面する困難は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、こうした問題に対して、従来の枠組みによる対応は限界を迎えていました。

そのため、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確にし、官民一体となって困難な問題を抱えている女性たちの自立を包括的に支援する新たな枠組み

を規定した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、令和6年4月1日に施行されます。

この法律により、困難な問題を抱える女性が、その意思を尊重されながら、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、国および地方公共団体は、民間団体など関係機関と連携・協働しながら施策を進めていくことになります。

<ジェンダー平等について>

ジェンダーとは、社会的・文化的に作られた性別です。「～らしさ」を社会から決めつけられ、「ふさわしい」とされる外見・行動などがひも付けられます。「ふさわしくない」と見なされると否定や排除につながり、女性、男性、多様な性、それぞれにとって生きづらさが生じます。

昨今、「ジェンダー平等（※）」を求める社会的気運が高まってきており、ジェンダー平等を実現することで、誰もが「自分らしさ」に基づく生き方ができる社会の実現につながると考えられます。

※社会的性別を基にした役割分担にしばられず、一人ひとりが性別に関わりなく自分の個性や能力を発揮することができ、平等に権利や責任及び機会を分かち合うことができること。

<日本のジェンダー平等>

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」は、各国の男女格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」を毎年発表しています。この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータを基に作成されています。

2023年には、その総合スコアで日本は146か国中125位であり、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。日本は「教育」「健康」分野が上位にある一方、「経済」が123位、政治が138位と低位にあります。

ジェンダー・ギャップ指数 順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
123	ミャンマー	0.650
124	モルディブ	0.649
125	日本	0.647
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643

※「値」は男性に対する女性の割合（女性の数値/男性の数値）を示しており、0が完全不平等、1が完全平等。

<ジェンダーバイアス>

あなたの身の回りで次のようなことが起きていないでしょうか。

- ・職場での接客時、来客者が女性の場合と、男性の場合とで対応が異なることがある
- ・職場において、子育て中の女性に、責任ある仕事は任せない方がよいと思うことがある
- ・男性から育児休業や介護休暇等の申請があると「奥さんは？」と咄嗟に思う
- ・性暴力や痴漢等の被害女性に対して、「そんな服装をしているのが悪い」「女性の方から思わせぶりの態度をとったのでは？」と思うことがある
- ・DVの被害女性に対して、「あなたの言い方や言うタイミングが悪かったのでは」と思うことがある

これらは全てジェンダーバイアスであり、日本ではいまだに家父長制や固定的性別役割分担意識に基づく性差別が残っていると言えます。

<ジェンダー平等を実現するために>

「ジェンダー平等を目指すこと」を意図的に否定する人は少ないでしょう。それでもジェンダー格差が解消されない要因として、社会全体に「固定的性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」が存在していることが挙げられます。

個人がこれまで過ごしてきた環境や経験などを通じて、アンコンシャス・バイアスが培われていきます。そして自分自身が意識しなくても、自らの言動が相手を傷つける可能性もあります。自身の考えに根拠のない偏りがないか、振り返るとともに、次のようなことを日常的に心がけていくことが大切です。

【「普通はこうだ」「こうあるべきだ」と決めつけない、押しつけない】

「子育て中の女性は、普通、長期出張、残業は無理だ」

「女性のしなやかな発想を活かしてほしい」

「受付や接客対応は女性の方が向いている」

「負担の大きい仕事は男性がするべきだ」

「組織のリーダーは男性がするべきだ」

【「あたりまえ」を疑う】

「あたりまえ」と思っていることには、合理的根拠がない偏ったものが多々あります。合理的根拠がない思い込みは是正しましょう。

【ひとりの人間として、フラットな関係で対話しよう】

ひとりの人間として対話をしてみることで、相手を尊重する姿勢を持つことが大切です。

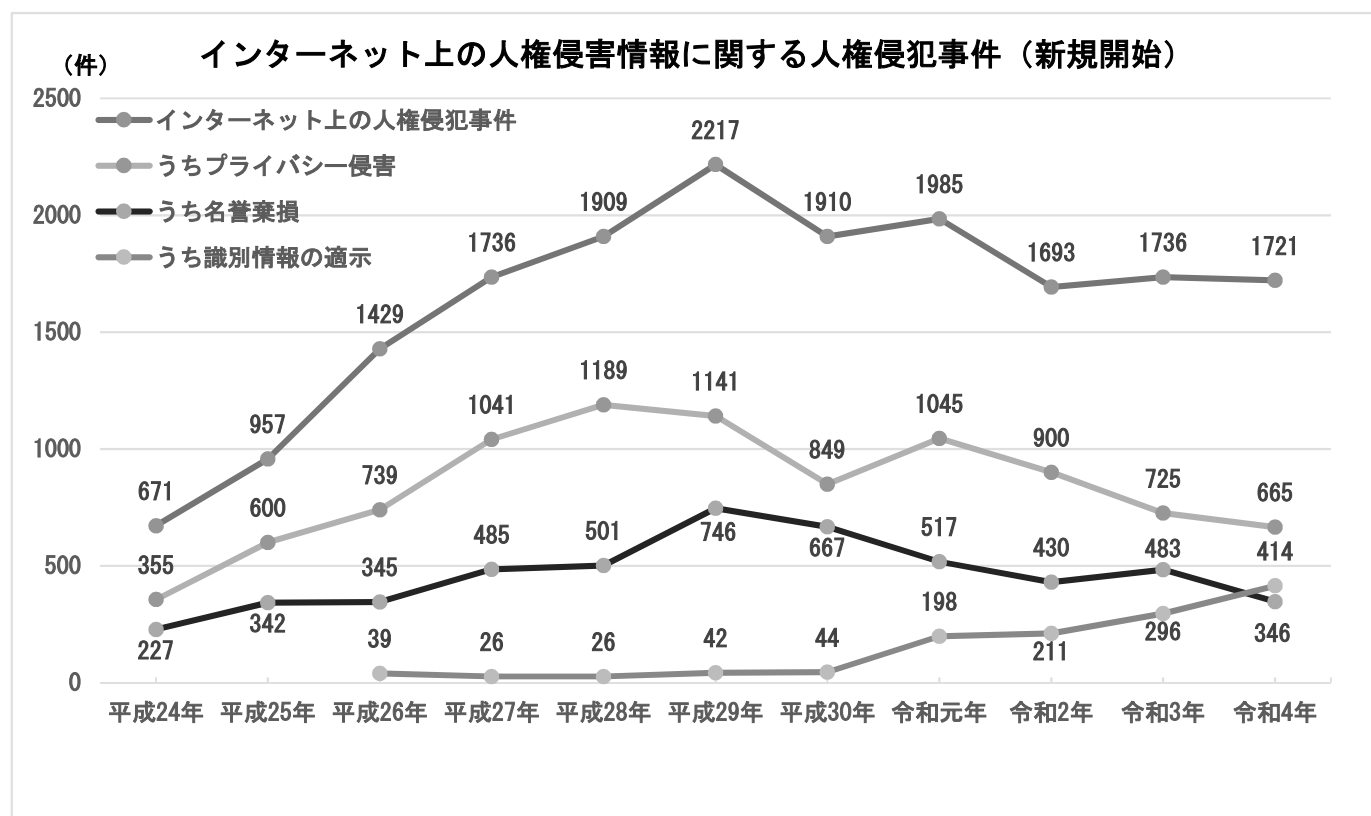
（２）インターネット上での人権侵害

インターネット上での、個人に対する誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別を助長するような表現の掲載などは、人を深く傷つけ、ときに人の命を奪うものです。インターネットが問題になるのは、次のような特性のためです。

- ・ インターネットが日常生活において必須なツールであり手放せないものである
- ・ SNSなどでの投稿が容易にできる
- ・ 匿名性をもって問題行為ができる
- ・ インターネット上からの削除が容易にできない
- ・ 容易に、速やかに拡散してしまう

インターネット上の人権侵害事例	
・元勤務先のホームページ及びSNS上に、自身の業務上の非違行為を氏名とともに掲載された。	
・インターネット上のブログサイトに、知人が撮影したと思われる被害者自身の顔画像が無断で掲載されたうえ、当人を犯罪者だと誹謗中傷する記事が掲載された。	
・SNSの複数のアカウント上に、被害者やその子の氏名など、被害者を特定し得る情報とともに、被害者が不倫をしているなどの、被害者を誹謗中傷する投稿が多数された。	

(法務省人権擁護局「令和4年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」から引用)



(法務省人権擁護局資料「令和4年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)」から引用)

インターネット上の人権侵害情報に関して法務省が新規に取り扱った人権侵犯事件は、令和4年は1,721件に上り、多くの被害相談が寄せられている実態がわかります。

インターネット・SNS上では、文字によるコミュニケーションが中心となることから、お互いの思いや意図、感情に気付きにくく、些細なきっかけによりトラブルにつながる場合があります。思いがけない言葉が、相手にとっての悪口や中傷となり、インターネット上で拡散し、大きないじめとなる可能性もあります。本当にその投稿をしてよいか、相手の気持ちを自分のこととして十分に考える必要があります。

また、プライバシー侵害や誹謗中傷以外にも、「リベンジポルノ」と呼ばれる問題行為が発生しています。元交際相手等への嫌がらせ等を目的として、性的な画像等を撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為です。このような行為は「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」による罰則の対象となっています。このような被害を受けた場合、インターネット上で世界中に拡散し、完全には削除ができなくなる可能性もあります。消えることのない苦しみを負わないためにも、安易に性的画像を撮らせない、親しい友人などにも送らないようにしましょう。

インターネットを悪用して人を傷つける行為は決して許されるものではありません。インターネットの利用にあたっては、お互いの人権を尊重した行動をとりましょう。また、被害を受けた場合には、早急に相談をすることで、被害を最小限に留められる可能性があります。被害に気付いたら、速やかに相談しましょう。



SNS 利用に関する人権啓発サイト
「#No Heart No SNS」



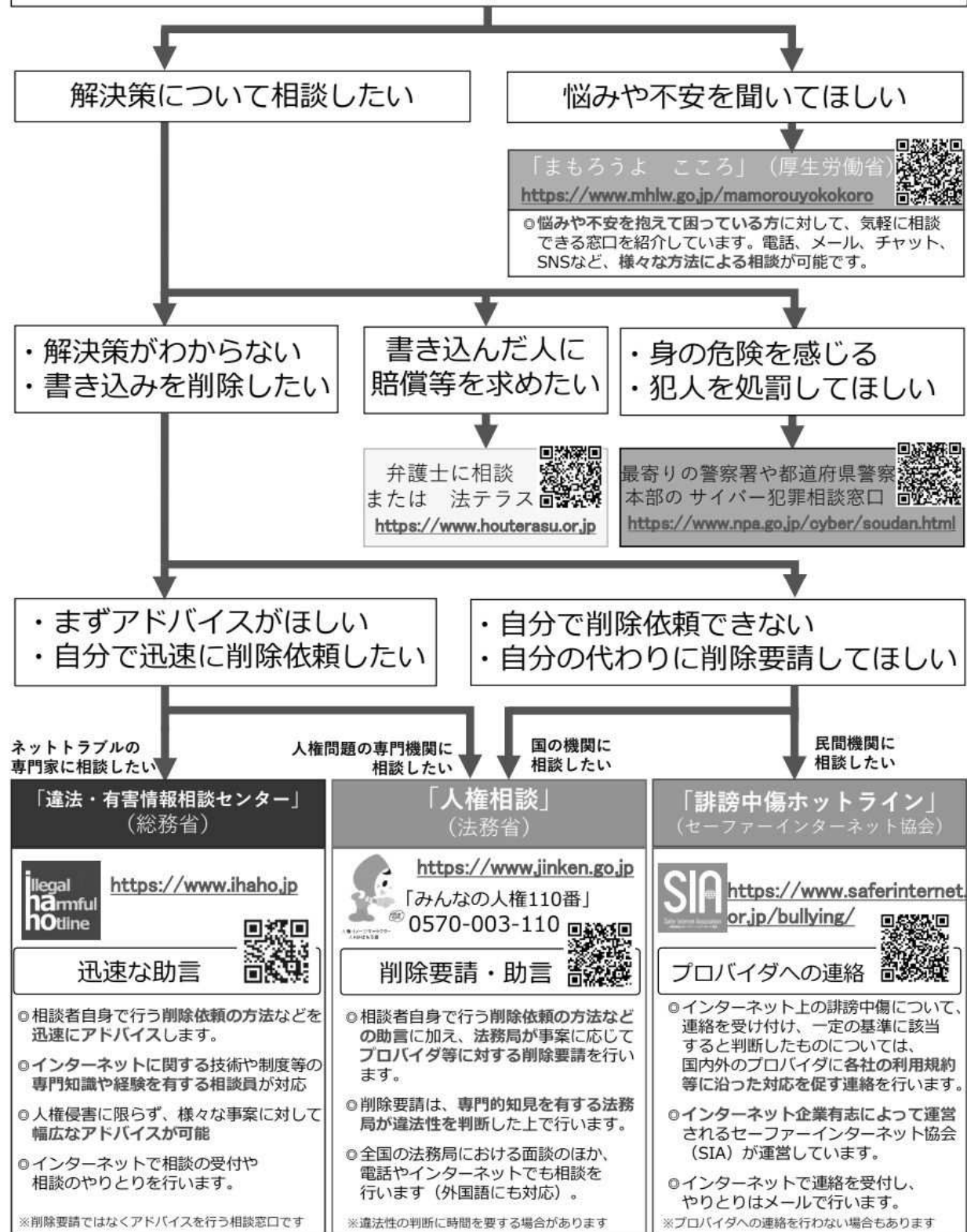
総務省ウェブサイト

「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」

■インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口（総務省 HP から）

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合



※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

（３）性的マイノリティの人権

近年、ＬＧＢＴをはじめとする性的マイノリティに関するニュースや情報が増え、「性の多様性」という言葉を耳にしたことがある方も多いと思います。従来の性別判断や性的指向だけではなく、様々な性のあり方が存在しています。

身体の性（戸籍上の性）と、自分が認識している性（性自認またはジェンダーアイデンティティ）が、同じ人もいれば異なる人もいます。また、どのような性別の人を好きになるか（性的指向）も、人によって様々です。表現する性（服装やふるまい等）も人によって異なります。

性に関するこれらの概念を「ＳＯＧＩ」という言い方で表すことがあります。

- ・性的指向＝どのような性別の人を好きになるか＝Sexual Orientation
- ・性自認＝自分の性をどう認識しているか＝Gender Identity

また、以下の５つを含め、性的マイノリティを「ＬＧＢＴＱ」という言い方で総称することがあります。

- ・Lesbian（レズビアン）＝性自認が女性で、女性を好きになる人
- ・Gay（ゲイ）＝性自認が男性で、男性を好きになる人
- ・Bisexual（バイセクシュアル）＝好きになる人の性別にこだわりのない人
- ・Transgender（トランスジェンダー）＝身体の性と性自認が一致せず、違和感をもつ人
- ・Questioning（クエスチョニング）＝自身の性自認を明確に決めていない人

※これ以外にも様々な性のあり方があります。

私たち一人ひとりの個性が多様であるように、性のあり方も多様です。性の多様性は、その人らしさの表れと言えます。しかしながら、「身体の性と性自認は一致していて、異性を恋愛の対象とすることが当然である」という考え方が根強く残っており、「普通」という表現がしばしば使われます。これにより、性的マイノリティの人たちは根深い偏見や差別の中で、学校、会社、いろいろな場面で生きづらさを抱えています。

性的マイノリティの人から、性自認や性的指向について打ち明けられた場合、本人の了解を得ずに、その内容を第三者に言ってはいけません。自分だけで受け止められない場合は、専門相談窓口に相談することもできます。

～性的マイノリティ被害事例～

- ・平成２７年８月、某大学の学生Ａさんが、大学構内の建物から転落し亡くなりました。その２か月前、Ａさんは１０人程度が参加していたＳＮＳのグループトークの中で、同級生からＡさんがゲイであることを暴露されていました。「おれ、もうおまえがゲイであることを隠しておくのムリだ。ごめん」と。その同級生は、Ａさんが好意を寄せていた学生であり、以前にＡさんはその学生に自身の気持ちを告白していました。

性的マイノリティの人たちの生きづらさを解消していくためには、「性は多様である」という認識をもつこと、いわゆる「普通」の人も、多様な性のうちの一つであることを理解することが重要です。

様々な性のあり方があることを意識し、その人らしさを認め合いましょう。

<LGBTの理解増進に関する法律、条例>

令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現のため、国民の理解増進に関する施策の推進について基本理念を定め、国と地方公共団体の役割等を明らかにし、基本計画の策定などを行うものです。

法律では理解増進に関する施策を行うに当たっての認識について、「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものである」と定めています。

埼玉県においても、令和4年7月8日に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、性の多様性を尊重した社会づくりのため、理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取り組みが進められています。

さいたま市パートナーシップ宣誓制度について

さいたま市パートナーシップ宣誓制度は、一人ひとりの違いを認め合い、互いを尊重しながら、個性と能力を発揮できる社会を目指すため、性自認や性的指向に係る性的マイノリティの自由な意思を尊重する制度です。

この制度では、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約束した2人が、「パートナーシップ」である旨の宣誓書を市へ提出し、市はパートナーシップ宣誓書受領証を交付します。



性的マイノリティの人が利用できる相談窓口があります。

■セクシュアル・マイノリティ電話法律相談（東京弁護士会）

性的マイノリティの法律問題に詳しい弁護士が相談に応じます。
相談は無料です。

毎月第2木曜日・第4木曜日（祝祭日の場合は翌金曜日）17時～19時
電話 03-3581-5515



■にじいろ県民相談（埼玉県）

電話とLINEによるLGBTQ相談を行えます。
毎週土曜日（年末年始を除く）18時から
22時まで（最終受付時間21時30分）
電話 0570-022-282



■よりそいホットライン（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）

ガイダンスが流れたら「4」を押してください。セクシュアル・マイノリティ専門ラインにつながります。

24時間 無休

電 話 0120-279-338

FAX 0120-773-776



■SNS チャット『困りごと情報提供』（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）

性的指向や性自認に関することでお困りの方へ、相談員が情報を提供します。

水・金・日曜日 16時～22時（返答日時）

https://form.comarigoto.jp/sexual_minority



■SHIP・ほっとライン（特定非営利活動法人 SHIP）

多様性が尊重される社会などの実現を目指して活動する NPO 法人による相談窓口です。専門の相談員が相談に応じます。

木曜日 19時～21時

電 話 045-548-3980



（４）子どもの人権

＜子どもの権利＞

子どもの基本的人権を国際的に保障するため、平成元年（1989年）に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が国連総会で採択され、日本は平成6年（1994年）に批准しました。子どもの権利条約では4つの原則を定めています。

子どもの権利条約 4つの原則
・ <u>生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）</u> すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
・ <u>子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）</u> 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
・ <u>子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）</u> 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
・ <u>差別の禁止（差別のないこと）</u> すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

（日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」から引用）

これらの原則を踏まえながら、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、こども家庭庁の創設と同時に「こども基本法」が制定され、令和5年4月に施行されました。

「こども基本法」は、こども施策における基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体で子どもや若者に関する取組「こども施策」を進めるものです。

こども施策における6つの基本理念
1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

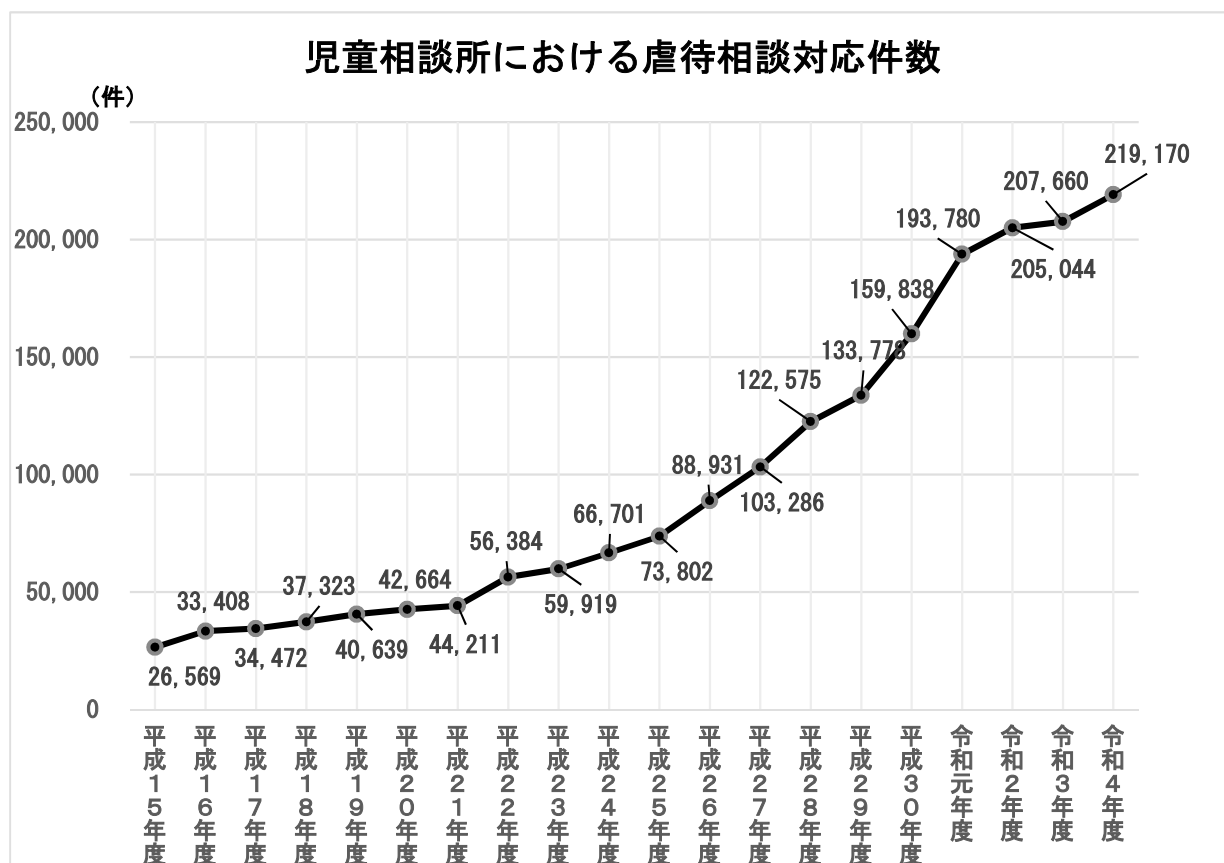
このような子どもの権利が十分に保障され、子どもの人権が尊重される社会を目指すことが求められますが、様々な社会的背景により、児童虐待、いじめ、性被害、貧困、ヤングケアラーなどの問題が顕在化しています。

<児童虐待>

令和4年度に、全国 232 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は219,170件で、過去最多となっています。

児童虐待は、親や養育者が児童に危害を加えたり、不適切な育て方をするものであり、法律で禁止された行為です。児童虐待は次の4つに分けられます。

児童虐待の分類
身体的虐待：殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせる、家に入れないなど
心理的虐待：「死ね」などの暴言を浴びせる、兄弟間で明らかな差別をする、無視をする、子どもの前で配偶者に暴力を行うなど
性的虐待：性的な行為などを強要する、性器を見せる、アダルトビデオなどを見せるなど
ネグレクト：食事を与えない、家や衣服を不衛生にする、学校に行かせない、子どもだけで夜間に長時間過ごさせるなど、保護者が行うべき養育や保護を放棄したり怠ったりすることなど



(子ども家庭庁資料「令和4年度児童虐待相談対応件数(速報値)」から引用)

～子どもの虐待被害の事例～

- 平成30年3月(東京都目黒区)

女兒(5歳)が自宅より救急搬送され、搬送先病院で死亡。父母が逮捕された。日常的な暴行、食事を与えない、冬に自宅ベランダに放置するなどの虐待が行われていた。父は「しつけのつもりでやった」と供述。一方、母は「自分の立場が危うくなることを恐れて見過ごしていた」と話している。自宅から発見された女兒のノートには「もうおねがいゆるしてゆるしてくださいおねがいします」など、親への反省文が確認されている。

- 平成31年1月(千葉県野田市)

女兒(10歳)が自宅浴室にて死亡。父母が逮捕された。日常的に食事を与えない、シャワー等で冷水を浴びせる、肌着の状態暖房のない浴室に放置するなどの虐待が行われていた。本児は、父からの暴力を学校のアンケートで告白するなどSOSを発していたが、学校がアンケートのコピーを父に渡すなど不適切な対応が問題となった。

- 令和5年5月(三重県津市)

女兒(4歳)が母親による暴行を受け死亡。母が逮捕された。児童相談所は、保育所からの虐待の通告を受けていたが、1年以上も女兒の様子を直接確認しておらず、AI(人工知能)を活用した児童虐待対応支援システムも導入していたが、事件は防げなかった。

虐待かもしれない、と思ったら迷わず、児童相談所などへ通告（連絡）をしましょう。危険が迫っていると感じたら警察に通告しましょう。確かな証拠がなく、間違っているかもしれない、といった状態でも通告をしましょう。虐待通告は、児童を守り、ひいてはその保護者や家族を守ることにあります。

■児童相談所虐待対応ダイヤル

電 話 189（24時間・通話料無料）



＜さいたま市の児童相談所など＞

■北部児童相談所（担当区：西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区）

電 話 048-711-3917（平日8時30分～18時、祝日・年末年始除く）

FAX 048-711-8904



■南部児童相談所（担当区：中央区、桜区、浦和区、南区、緑区）

電 話 048-711-2489（平日8時30分～18時、祝日・年末年始除く）

FAX 048-711-8904

■24時間虐待通告電話（休日・夜間を問わず24時間・365日対応）

電 話 048-711-6824

■各区役所支援課児童福祉係（子ども家庭総合支援拠点）（平日8時30分から17時15分、祝日・年末年始除く）

西 区 電話 048-620-2661 FAX 048-620-2766

北 区 電話 048-669-6061 FAX 048-669-6166

大宮区 電話 048-646-3061 FAX 048-646-3166

見沼区 電話 048-681-6061 FAX 048-681-6166

中央区 電話 048-840-6065 FAX 048-840-6166

桜 区 電話 048-856-6171 FAX 048-856-6276

浦和区 電話 048-829-6056 FAX 048-829-6239

南 区 電話 048-844-7169 FAX 048-844-7276

緑 区 電話 048-712-1171 FAX 048-712-1276

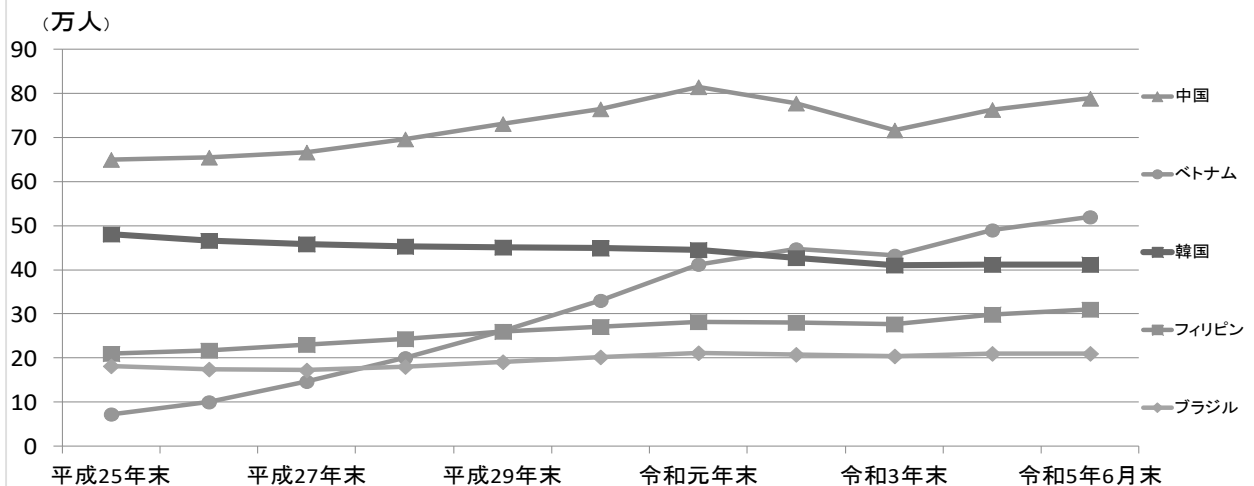
岩槻区 電話 048-790-0161 FAX 048-790-0266

（５）外国人の人権

出入国在留管理庁の統計によると、令和5年6月末時点で、日本国内に在留する外国人の数は約322万人で、前年（令和4年）末と比較し約14万9千人（4.8%）増加しています（中長期在留者数及び特別永住者数の合計）。また、令和5年12月1日時点で、さいたま市

内の外国人人口は31,465人で、前年12月と比較し約2,600人増加し、市内の人口の約2.3%となっています。長期的に見て、在留外国人の数は増加していると言えます。

国籍・地域別 在留外国人数の推移(上位5か国・地域)



総 数				
令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年6月末
2,933,137人	2,887,116人	2,760,635人	3,075,213人	3,223,858人

(出入国在留管理庁統計(令和5年10月13日発表資料)から引用)

その中で、外国人に対する人権侵害と呼べるような事案も依然として発生しています。法務省の取り扱った人権侵犯事案の中には、次のようなものがあります。

- ・外国人であることを理由に歯科医院の診療を拒否された
- ・ネイルサロンをインターネットで予約したところ外国人であることを理由に電話で予約を取り消された
- ・ビジネスホテルに電話で宿泊予約をしようとしたところ、外国人であることを理由に宿泊を拒否された
- ・日本語を十分に話せない外国人が、同じ団地に住む隣人から、侮辱や祖国に帰ることを求める趣旨の発言を繰り返し受けた
- ・インターネット上の掲示板において、在日外国人という属性を理由として蔑称などを用いて侮辱する投稿が複数回にわたってなされていた

このような事案が発生する背景の一つには、言語、文化、価値観の違いなどにより、互いの理解が不十分であることが挙げられます。「外国人であること」だけを理由に、相手に不利益を生じさせたり、不快な思いを抱かせることは、差別的な対応と言えます。

＜ヘイトスピーチ＞

近年、インターネット上やデモ等において、特定の国の出身であることや子孫であることのみを理由に、一方的に日本の社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする内容の言動が見られ、このような言動は「ヘイトスピーチ」と言われています。

ヘイトスピーチの例
・ 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出ていけ」「祖国へ帰れ」など）
・ 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの（「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など）
・ 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

このような行為はその対象としている人々を地域から排除しようと煽動するものであり、不当かつ悪意に満ちた差別的な言動と言えます。これらの憎しみや敵意をあおる攻撃的な言動は、標的となった人々に大きな不安を抱かせるとともに、心に深刻な傷を負わせるものです。また、それを見聞きした人に嫌悪感を与え、差別意識を生じさせる可能性もあります。

ヘイトスピーチと憲法に定める「表現の自由」の関係が論じられることがありますが、最高裁判所の判例でも、表現の自由は無制限に保障されるものではなく、公共の福祉のために必要かつ合理的な制限は認められるもの、と示しています。憲法第13条では「すべて国民は、個人として尊重される」と定めています。ヘイトスピーチは個人の尊厳をおとしめる行為であり、あってはならないものです。

ヘイトスピーチをなくすためには、ヘイトスピーチは許されるものではないという意識が、広く深く社会に浸透することが重要です。平成28年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（1ページを参照）」が施行され、啓発・広報活動を始めたこととした様々な取り組みが進められています。

～ヘイトスピーチ事例～

- ・ 平成21年12月、京都朝鮮第一初級学校（現・京都朝鮮初級学校）の前で、差別的な街宣活動が行われた。大音量のマイクで「朝鮮学校を日本からたたき出せ」「スパイの子ども」といった罵声が発せられた。その後も学校への無言電話や周囲でヘイトスピーチを放つデモが続いた。
- ・ 令和3年3月、川崎市の多文化交流施設に封書が届き、「朝鮮人豚ども根絶やし」「自ら死ね死ね死ね…」などと印字され、また、「コロナ入り残りカスでも食ってろ」の文言とともに、開封済みの菓子袋も入っていた。同施設には前年にも「在日韓国朝鮮人をこの世から抹殺しよう」とするハガキが届いた。

（６）障害のある人の人権

日常の様々な場面で、次のような対応をしたり、意識をしていないでしょうか。

- ・ 「障害のある人はかわいそうだ」と決めつけている
- ・ 障害が大変そうだと勝手に気を使い、障害のある人へ仕事を任せない
- ・ 店舗やイベントなどで障害のある人が利用を断られてもしょうがないと思う
- ・ 問合せ欄に電話番号のみを記載し、FAX やメールアドレスを省略してもよいと思う

これらの対応は、不当な差別的取扱いや、必要な配慮がなされていない、とみなされる可能性があります。

＜障害者差別解消法＞

平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この法律では大きく次のことを定めています。

【不当な差別的取扱いの禁止】

「不当な差別的取扱い」とは、障害があることを理由として、障害のない人たちとは違う扱いをすることです。障害がある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、商品の売買や施設の利用などの各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付けない条件を付けることなどにより、障害がある人の権利利益を侵害することは、不当な差別的取扱いとして禁止されます。

【合理的配慮の提供】

障害のある人から、社会的バリアを取り除くための何らかの対応を必要としているとの意思表示があった際に、過重な負担にならない範囲で対応すること（事業者（※1）においては対応に努めること（※2））を求めています。

※1 この法律でいう「事業者」とは、会社・店舗などはもちろんのこと、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たちを言い、ボランティア活動のグループなども含みます。

※2 改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行され、事業者にも合理的配慮の提供が義務付けされます。

なお、ここでいう「障害のある人」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害などの心身の機能の障

害があっても、必ずしも障害者手帳を取得しているとは限りません。法律や条例では、社会で生きづらさを感じている全ての障害のある人に対する差別と虐待が禁止されています。

障害を理由とした不当な差別的取扱いにあたる事例	
・ 障害を理由に、窓口での対応を拒んだり、順序を後回しにしたりする。	
・ 障害を理由に、資料やパンフレットなどの提供、説明会やシンポジウムなどへの出席を拒む。	
・ 障害を理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件を付けたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりする。	
・ 本人を無視して介助者だけに話しかける。	
・ 合理的配慮の提供を受けたことを理由に、試験などにおいて評価対象から除外したり評価に差をつけたりする。	

障害のある人は、様々な場面で、様々な社会的障壁を感じています。サービスを提供する側は、障害のある人からの申し出に応じて、過重な負担にならない範囲で合理的配慮を行うことを求められています。

例えば、駐車場から店舗入口へのアプローチにスロープを設置することは、車いす利用者への対応と言えますが、視覚障害のある方にとっては、点字ブロック等により店舗入口までの誘導や案内が必要となる場合もあります。また、同じ障害種別であっても、障害の程度などによって、適切な配慮が異なってくることがあります。その方がどのような配慮を求めているのかをよく確認する必要があります。

また、「先例がないから」「特別扱いになるから」「もし何かあったらいけないから」といった理由で対応を拒否することは適切ではありません。具体的にどのような対応が可能なのか、よく検討をしたうえで、合理的かつ可能な範囲での対応が求められます。

合理的配慮の例	
視覚障害の方	・ バス利用時、空いている席がわかりにくいので、直接案内する。 ・ 店舗などでは、お店のスタッフから声掛けを行い、場所や商品の案内、レジの誘導やレジの操作の手伝いなどをする。
聴覚障害の方	・ 飲食店の順番待ちなどでは名前と呼ばれてもわからないので、手を挙げるなどのジェスチャーや筆談をあわせて行う。 ・ 窓口やレジで筆談できるようにしたり、指差しでやりとりできるコミュニケーションボード（レジ袋やポイントカードの確認等）を作成する。
知的障害・発達障害の方	・ 列に並ぶ時に、距離の目安となる印を貼る。
・ 障害のある方にとって働きやすいよう個別の配慮を行う（車いすでも使用できる機の導入、こまめな休憩、業務内容をイラストなどでわかりやすく提示する など）。	

希望する配慮を提供することが求められる一方で、障害があるからといって、過度に特別扱いをするのではなく、相手の人格を尊重して接することも大切です。そのためには、合理的配慮の提供や、障害のある方を手助けする際には、実際によく対話をし、十分に関わりあうことで、適切な対応が可能になるでしょう。そしてこのような機会が、障害のある人となない人がお互いの理解を深め、共に生きる社会づくりにつながります。

■差別や虐待を受けていると思った場合の連絡先

① 障害者生活支援センター

差別や虐待を受けている、受けているかもしれないなど、普段の生活の中で悩みを感じたら、お住まいの区の障害者生活支援センターにご相談ください。（さいたま市ホームページをご確認ください）



② 区役所支援課

虐待を発見した、又は虐待されているかもしれないと感じたときは、速やかにお住まいの区の支援課に通報してください。また、差別に関して、市に助言やあっせんをしてほしいときの申し立てについても受け付けています。

各区役所支援課障害福祉係（平日8時30分から17時15分、祝日・年末年始除く）

西 区	電話	048-620-2662	F A X	048-620-2766
北 区	電話	048-669-6062	F A X	048-669-6166
大宮区	電話	048-646-3062	F A X	048-646-3166
見沼区	電話	048-681-6062	F A X	048-681-6166
中央区	電話	048-840-6062	F A X	048-840-6166
桜 区	電話	048-856-6172	F A X	048-856-6276
浦和区	電話	048-829-6143	F A X	048-829-6239
南 区	電話	048-844-7172	F A X	048-844-7276
緑 区	電話	048-712-1172	F A X	048-712-1276
岩槻区	電話	048-790-0163	F A X	048-790-0266



障害者に対する「差別」や「虐待」に関する
パンフレット（さいたま市）



「合理的配慮」を知っていますか？
（内閣府リーフレット）

＜差別の交差性について＞

法務省は様々な人権課題として、17項目の啓発活動強調事項(P.1 参照)を掲げています。それぞれの人権課題について、実際にどのような問題が起こっているのか、その背景や問題発生の理由を知り、理解や関心を深めることが、問題解決につながると考えられます。しかしながら、現実には複数の人権課題が多層的・複合的に重なり合うことで、深刻な人権侵害を受けるような事例もあります。

複合的な差別の重なる人が取り残される問題について、「差別の交差性（インターセクショナルリティ）」という考え方で表現されることがあります。このような事例においては、複数の差別が重なり合うことで、どちらかの差別だけに注目してしまうと、もう一つの差別が見えにくくなったり、問題の解決がより困難になってしまうと考えられます。

複合的・交差的な差別等の事例と特性	
事 例	特 性
女性差別の解消をめざす活動を行うグループの間で、トランスジェンダーへの差別が起きた。	「性差別」という分類において、弱者の立場から、さらに弱い（または少数）とされる立場への差別があり得る。
在日外国人女性が、日本人からの外国人差別を受ける中で、自らのコミュニティの中でも「女性だから」と軽んじられ、意見を聞いてもらえない。	「外国人差別」という分類だけに注目してしまうと、その中での女性差別が見えにくい場合がある。
難病患者の入院施設において、十分な看護を受けられない状態（ナースコール後の職員対応の遅さなど）であることに加えて、女性患者に対する性的虐待（男性スタッフによる介助）も発生していた。	「障害者虐待」の改善という面にだけ注目すると、その中での性的虐待が見えにくい場合がある。また、被害が深刻である。

あからさまに差別をしていなくても（一見、差別をしていないようにも）、個人が持っている無意識の偏見や、課題に対する認識不足によって、差別している側になる可能性があります。人は様々な個性を持っており、これまでに挙げてきたような様々な人権課題に複数該当する人もいます。相手を「性別」「国籍」「民族」「年齢」「障害の有無」といった個々の人権課題ごとの切り口だけで見るのではなく、相手の様々な状況をよく理解して、十分な配慮を持って行動することが重要です。



＜ビジネスと人権について＞

（法務省人権擁護局作成の「今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応（詳細版）」を基に作成）

企業活動のグローバル化が進むにつれて、ビジネスが人権に及ぼす影響が次第に顕在化してきました。2011年には国連において「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されました。この指導原則には3つの柱があり、その1つに「人権を尊重する企業の責任」が明示されました（残りの2つは、人権を保護する国家の義務、人権侵害を受けた際の救済）。

企業活動における人権上のリスクは大きく次の3つに分類されます。

- ① 企業が直接、人権に関する影響を引き起こしている例（Cause）
（例）工場作業員が適切な安全装備なく危険な労働環境にさらされる
- ② 企業が人権に関する影響を助長している例（Contribute）
（例）納品期限直前に注文内容を変更し、相手先に長時間労働を誘発する
- ③ 企業の事業が、取引先などでの人権に関する影響に結びついている例（Linkage）
（例）孫請けの工場において、労働者に過酷な労働や児童労働が発生する

ここでいう「人権上のリスク」は、企業や組織にとってのリスクではなく、企業活動が影響する全ての人にとってのリスクです。企業の自社従業員、取引先の従業員に加え、顧客・消費者・地域住民なども含みます。また、人権リスクを考慮する必要がある企業活動の範囲は日本国内に限らず、海外におけるサプライチェーンも含みます。例えば、自社の海外拠点の取引先工場で現地住民が強制的に労働させられている場合などです。

これらのリスクを放置した場合、企業において様々な負の影響が発生します。問題が判明した場合、不買運動やSNSでの炎上等による評判下落、投資の引き上げなどによる財務面での影響、従業員の離反など、企業活動の継続そのものに影響する恐れがあります。

一方、人権に関する取組を充実させることは、企業活動におけるポジティブな影響も期待されます。従業員の職場への満足度の向上は、生産性の向上や人材の定着に、消費者・顧客からの評価の高まりは、新たな顧客開拓や顧客の定着に、ブランド価値の上昇は、投資増加などにそれぞれつながると考えられます。

企業活動においては、人権に関するリスクについて、国際的な基準に沿って、適切に把握・特定・評価し、予防・軽減を図るとともに、実際に人権侵害が発生してしまった場合には、是正・救済を行う包括的な対応が求められています。



「今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応」

（法務省人権擁護局作成）

2. 同和問題の解決をめざして

I 同和問題を正しく理解するために

「同和問題をいまさら取り上げる必要はないだろう。かえって知らない人にまで、差別を教えることになるのでは……、そっとしておけば、差別は自然になくなるのではないだろうか。」これは、“寝た子を起こすな”という考え方です。

部落差別は、いまだ完全に解消していません。現実には根強く残っています。仮に、この問題について知らない人がいたとしても、知らないで済まされる問題ではありません。

何も知らない人が、間違った内容で知らされたらどうでしょう。何の抵抗もなく誤った知識を受け入れてしまうのではないのでしょうか。これでは、何も知らないことがかえって差別を黙認し、助長することにつながります。

同和問題を正しく理解し、また部落差別の不当性を知り、社会の中に根強く残っている偏見を積極的に取り除き、一日も早く部落差別をなくすことが、私たち一人ひとりの課題といえます。

(1) 同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に起因する人権問題です。身分制度が廃止された現代社会において、被差別部落（同和地区・対象地域）の出身者が、偏見に基づく差別により、著しく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、重大な社会問題です。

例えば、被差別部落に生まれ育ったというだけで、本人の人柄や能力とは関係なく、交際を避けたり、結婚を取りやめたり、就職を拒んだりするといったことが現実起きています。

同和对策審議会答申（昭和40年）では、多種多様な形態で現れる部落差別を心理的差別と実態的差別の二つに大別しています。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であり、封建的身分の賤称^{せんしょう}を使って侮辱する、偏見によって交際や結婚、就職などを拒むといった行動にあらわれる差別です。

実態的差別とは、被差別部落の人々の生活の上にあらわれている差別のことです。例えば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護受給率など形にあらわれる差別です。

この心理的差別と実態的差別が、相互に作用することにより、差別を助長する結果となっています。

同和問題の早期解決のため、同和対策審議会答申をきっかけに昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定されましたが、その後数度の法変遷を経て平成14年3月31日をもって33年間にわたった法的措置は終了しました。特別措置法に基づく特別対策を中心として実施してきた各種施策によって、生活環境などに見られる実態的差別は相当程度解消されてきました。しかし、結婚や就職等に際して生じる差別事案は依然として存在しており、平成28年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、私たち一人ひとりが同和問題への理解と認識をより一層深め、国及び地方公共団体を含め全体で人権が尊重される社会をつくっていくことが求められています。

では、私たちのまわりはどうでしょう。非合理的な因習的差別意識が、現在でも根強く残っています。因習をただ受け入れるのではなく、冷静に科学的に判断して、自分の周囲にある差別や偏見に気づき、それをなくしていくことが同和問題解決の第一歩となるのです。

Ⅱ 部落差別の起こりから解放へのあゆみ

被差別部落（同和地区・対象地域）がどのようにつくられたのか、被差別部落の人々はどのようにして差別と闘ってきたのかを正しく知り、考えていくことは、部落差別を一日も早く解消するために大切なことです。

ここでは、部落差別の起こりから解放へのあゆみについて考えてみましょう

（１）部落差別の起こり

豊臣秀吉の時代を経て、全国統一をした徳川家康は、慶長8年（1603年）に、江戸に幕府を開きました。家康や大名たちは支配の座に就くと民衆に対して政治的、経済的に多くの制圧を加えて専制支配体制を整えていきましたが、その典型的なものが身分制度です。

支配者である武士身分、被支配者である百姓・町人などの平人身分、さらに被差別身分とされた「えた」「ひにん」などの身分が定められました。

こうした身分制度は、身分の固定化を図るとともに、職業、居住の自由をも束縛するといったもので、なかでも被差別部落の人々は、生活環境の悪い地域に住むことや、特定の職業に就くことを強要されていました。

特に、役人足といった下級司法警察や処刑の手伝いをする仕事は、治安維持のための労役で、

犯罪捜査や農民の不穏な空気を探索する役目を負っていました。さらに、一揆が発生すると鎮圧の先兵も担っていました。

こうした幕府の政策は、被差別部落の人々と、農民をはじめとした多くの人々との間に深い溝をつくり出し、差別感、違和感などをかきたてるようになりました。

（２）差別との闘い

この身分制度は江戸時代の中頃から強まり、被差別部落の人々は、衣服の制限をはじめ、祭礼から締め出されるなど厳しい差別を受けていました。しかし、幕末になると、被差別部落の人々の意識に変化が生じていきます。例えば、皮革や草履づくりを通して経済的な力を蓄えた被差別部落の人々が、百姓が手放した農地を取得するなど、権利の獲得、権利の主張を意識する動きが各地で顕著になってきたのです。このように、被差別部落の人々は、厳しい現実の中で、差別に抵抗し、平等を求めて行動する思想を身に付け始めていました。

そうした中で、安政３年（１８５６年）岡山藩で起こった^{しほぞめ}渋染一揆は、被差別部落の人々が、人間らしく生きるために立ち上がった代表的な出来事です。

これは、幕府や藩の財政状況が厳しくなる中、岡山藩の発令した俵約令が、被差別部落の人々に対して、「着物の類は無紋・渋染・^{あいでめ}藍染に限る」、「他村へ行くときは下駄を履くことは許さない」など不当な差別を強いるものであったため、被差別部落の１５歳から６０歳までの男子数千人が集結し、藩の軍勢と対決したという一揆です。この渋染一揆は、指導者が獄死するなどの犠牲を払いながらも、俵約令の空文化に成功した、幕末における圧政への闘争として注目すべきものであり、その後の解放を願う人々の心の励ましとなりました。

一方、武蔵国では、天保１４年（１８４３年）、武州鼻緒騒動が起きました。事の発端は、被差別部落の鼻緒売りと百姓による鼻緒の売買をめぐる口論であり、近郷の百姓や被差別部落の人々を巻き込んだ身分と身分の争いにまで発展しました。この騒動では、大里、比企、入間、北足立、青梅など周辺部落から約５００人が武装して集まり、大規模な抵抗活動を行いました。部落側にとっては、命を懸けた差別への闘いだったのです。結果として、被差別部落の２５２人が逮捕され、うち９７人は江戸送りとなり、勘定奉行所から重い刑罰を科せられました。それに対して、町人・百姓は世間を騒がせた責任としての過料だけでした。

また、安政６年（１８５９年）には、江戸山谷にある真崎稻荷に参詣に出かけた被差別部落の若者が、社がけがれるとの理由で殺される事件が起きました。幕府は、「被差別部落の人の身分は、平人の７分の１に相当するから、７人殺さなければ１人の下手人も出すことはできない」と被差別部落の人々に対する厳しい差別的扱いをしています。

（３）解放令の矛盾と新たな身分差別

慶応４年（１８６８年）、江戸幕府が倒れ、明治時代になると、政府は近代化政策を進めます。明治４年（１８７１年）８月２８日、いわゆる解放令が出されました。しかし、これは単に^{せんしやう}賤称の廃止と職業選択の自由を宣言したのにとどまり、経済的な支援などではなく、被差別部落の人々の真の解放を保障するものではなかったのです。それは、華族、士族、平民などの新しい身分制度をつくり上げたことから理解されます。

むしろ、被差別部落の人々の職業が資本主義経済の自由競争にさらされ、ますます苦しい生活を余儀なくされてしまいました。

さらに、明治５年（１８７２年）には、わが国で最初の全国的な戸籍である^{じんしん}士紳戸籍がつけられましたが、これには、解放令で平等となったはずの被差別部落の人々について、廃止されたはずの賤民であることが分かる表現が記載されるという新たな差別が生み出されました。

こうした解放令の矛盾と新たな身分制度が、今日まで部落差別を残す結果となったのです。

（４）全国水平社の結成

明治時代中期、自由民権運動の影響を受けて、被差別部落の改善向上を目指す融和的な取り組みが行われてきましたが、不当な差別を積極的に排除するまでには至りませんでした。

大正時代になって、被差別部落の人々が団結し、自らの力で解放を勝ち取ろうという解放運動が始まりました。

大正７年（１９１８年）に全国に広がった米騒動の後、労働運動や農民運動が活発になり、被差別部落の人々の間にも、恩恵的な融和運動や改善事業を不満として、自らの手で完全解放をめざす運動の機運が盛り上がってきました。

そして、大正１１年（１９２２年）３月３日、京都市岡崎公会堂で全国各地から集まった代表数千人によって“全国水平社”が結成されました。

大会では、それまでの長い歴史の中で、差別され迫害されてきた被差別部落の人々が、自らの団結の力で解放を成し遂げることを宣言しました。“人の世に熱あれ、人間に光あれ”で結ばれる「水平社宣言」は、わが国の歴史上初めての人権宣言であるといわれています。

この水平社運動は、急速に全国へと広がり、同年４月には、地方水平社としては全国で京都に続き２番目となる、埼玉県水平社が結成されました。

この解放運動は、部落差別がいかに不当であるかを社会に認識させるなど、その役割は極めて大きいものでした。

その後も、完全な解放をめざして組織的な運動が進められてきましたが、太平洋戦争が始ま

ると、戦争への積極的な協力が強制され、干渉と妨害が加えられました。

しかし、戦争中も部落解放運動は続き、水平社運動を引き継いで戦後の解放運動へと発展していきました。

（５）被差別部落の人々が果たしてきた役割

被差別部落の人々は、社会の中で長い間差別されながらも、人々の生活に欠かすことのできない重要な仕事を行い、社会の発展に大きな役割を果たしてきました。

１つ目は、町や村の警備や強盗など犯罪人の取り締まり、溜池^{ためいけ}や用水路の管理など社会環境維持の仕事です。

２つ目は、日常生活に欠かせない品々の生産で、例えば、草履づくり、死んだ牛馬からの皮革製品づくり、薬の製造です。また、それらの仕事に精通した人が医者となることもありました。

３つ目は、今も伝えられている素晴らしい芸能、文化の創造及び発展です。

また、被差別部落の人々は、これらの仕事を通して社会を支えただけでなく、民衆の権利を守るため、先頭に立って闘ってきました。

戦前の地主制度の中では、高い小作料から小作人の生活と権利を守るために、農民組合の中心的な担い手として、小作争議の勝利に貢献し、大正時代に起きた米騒動の時にも大勢の人々が力を合わせて闘いました。また、戦後の農地改革においても、先頭に立って農地解放に努めました。

このように、被差別部落の人々は、自らの力で差別と闘い、生活の向上や民主主義と人権確立のため、重要な役割を果たしてきました。

Ⅲ 戦後の部落解放運動と同和対策の推進

部落差別は、大正時代の米騒動、全国水平社の解放運動を契機として重大な社会問題として認識されました。そして戦後、解放運動は、昭和２６年に京都市で起きた「オールロマンズ事件」を契機に飛躍的な発展を遂げました。

これは“オールロマンズ”という雑誌に、被差別部落などを不当に描いた京都市職員の小説が掲載された差別事件ですが、これにより、被差別部落には生活の改善や向上を図る施策が、これまで行われていなかったということがわかりました。

そして、部落解放運動は、部落差別を放置してきた責任は行政にあることを明らかにし、市

民的権利を行政的に完全に保障させようとしていくものでした。

（１）部落解放運動団体の結成と行政施策の推進

戦後、部落解放運動再建の気運が高まり、昭和21年、部落解放全国委員会が結成され、新たな運動がスタートしました。

そして、昭和32年、解放運動を進める諸団体により「部落解放国策樹立要請国民会議」が結成されました。これは、“部落の解放は被差別部落の人々自身が、近代的市民としての権利意識に目覚め、自覚し、立ち上がることが第一歩である”とし、“国及び地方公共団体が、憲法に規定された基本的人権の尊重の精神にそって、被差別部落をも含めて、国民の諸権利を実現するための行政的施策を推進することが必要”であるとして結成されたものです。

このような戦前の水平社の伝統を受け継いだ部落差別をなくす運動が、国民の支持を得ながら大きく盛り上がっていきました。

政府は同和問題の重要性を考え、昭和28年度に隣保館設置経費の予算、昭和31年度には共同浴場設置の予算を計上するなど、環境改善対策等の施策を推進していきました。

しかし、施策は部分的な改善事業にとどまり、根本からの総合的な対策を望む声の強まりを受け、政府は昭和33年、内閣に「同和問題閣僚懇談会」を設け、関係各省の行政施策に同和対策を採り入れることとなりました。

その後、昭和35年には、政府機関として同和問題を本格的に審議する「同和対策審議会」を設置、昭和40年には、同審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申が出されました。

答申の前文では同和問題を「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」として、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であると述べています。

また、同和問題の本質について、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」と述べています。

また、現代における部落差別の核心について、「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これ

らの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である」と結んでいます。

政府はこの答申を踏まえ、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、この法律に基づき各種施策の推進に取り組みました。

なお、この法律は、当初10年間の限時法でしたが、適用期限を3年間延長し、昭和57年3月に失効となりました。

（２）生活環境等の改善と差別意識の解消をめざして

「同和対策事業特別措置法」の失効を翌年に控えた昭和56年12月10日、「同和対策協議会」（昭和41年設置）が、内閣総理大臣及び関係大臣に対して、「今後における同和関係施策について」の意見具申を行いました。

意見具申は、「対象地域においては、生活環境、産業基盤等の改善整備についてかなりの進展が見られるのをはじめ、児童の保育、高等学校等への進学の実施等教育の充実、職業訓練等による職業の安定化等についても、相当の成果をあげており、地域住民の生活状況の改善向上に寄与するという目的を達しつつある。また、国民の同和問題に関する理解度も高まってきている。」と、これまで取り組んできた国の事業実績を評価するものでした。

しかしながら、生活環境等の改善整備の事業がなお残っていること、また、これまでの施策の内容、運営について適正化、効率化を図る必要があること等を踏まえて、「同和対策事業特別措置法」に代わる新たな法律が制定されることとなりました。そして、昭和57年4月1日、「地域改善対策特別措置法」が施行されました。この法律は、旧法による13年間の施策の反省を踏まえ、新たな視点を加え制定された、5年間の限時法でした。

また、「地域改善対策特別措置法」の制定と同時に設置された「地域改善対策協議会」（従前の同和対策協議会）は、「今後における啓発活動のあり方について」の意見具申（昭和59年6月19日）を行っています。

意見具申では、対象地域住民の生活実態、物的環境の改善は相当に進んだと評価する一方、今後の施策で差別意識の解消を図ることの重要性を述べており、また、同和対策の現状認識として、「ねたみ意識」の表面化や「こわい問題であるとの意識」の発生などに触れ、啓発活動の

効果的な推進には、同和問題について自由な意見交換ができる環境づくりと、いわゆる“えせ同和行為”の横行を排除するなどの条件整備が必要であると指摘しています。

（３）特別対策から一般対策へ

「地域改善対策特別措置法」の昭和 62 年 3 月 31 日失効にあたり、「地域改善対策協議会」（以下「地対協」という。）は「今後における地域改善対策について」を意見具申しました。これを受けて国は、新しい法律の制定を閣議決定し、新法案を国会に提出しました。

そして、昭和 62 年 4 月 1 日、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が、5 年間の限時法で施行されることになりました。

この「地対財特法」は、同和対策における最終の法律とされていたことから、法期限である平成 4 年 3 月 31 日をもって、同和問題に係る国の特別対策は終了となるはずでした。

しかし、民間運動団体や地方公共団体などは、生活実態・物的環境の改善事業や心理的差別がいまだ残存していることなどを理由として、新法の制定や現行法の延長等を国に要望していました。それらの要望を受け、国は、「地対財特法」失効後の方策について、「地対協」に対し、一般施策への円滑な移行という観点からの審議を求めました。

その後、「地対協」による審議が行われ、意見具申として、法期限を迎える平成 4 年度以降も法的措置を含め適切な措置の検討を要するという、「今後の地域改善対策について」が国へ出されました。その結果、「地対財特法」は一部改正により 5 年間の法期限延長となりました。

法改正により「地対財特法」は、平成 9 年 3 月 31 日まで延長されることとなりましたが、「地対協」は、その先を見据えた今後の基本的な課題を審議するため、平成 5 年に地域改善対策協議会総括部会（以下「地対協総括部会」という。）を設置しました。

「地対協総括部会」は、総務庁の実施した同和地区実態把握等調査の結果を踏まえた、幅広い審議を行い、①依然として存在する差別意識の解消、②人権侵害された被害者の救済対応、③教育面でなお存在している較差の是正、④差別意識を生む要因を克服するための施策の適正化が課題であるとし、その背景の十分な分析及び適切な施策の必要性を「地対協」へ報告しました。

報告を受けた「地対協」は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」国に意見具申を行い、それを踏まえ、政府は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定（平成 8 年 7 月 26 日）しました。結果、「地対財特法」は、法期限が再度 5 年間延長され、平成 14 年 3 月 31 日に失効となりました。これにより、33 年間にわたる特別措置法に基づき実施してきた同和対策は、特別対策から一般対策へと移行することになりました。

（４）一般対策移行後の差別解消への取り組み

「地対財特法」は失効となり、同和対策は特別対策から一般対策へと移行することになりましたが、依然として部落差別が存在するとともに、インターネット上での差別など、部落差別に関する状況は、情報化の進展により変化が生じていました。そのような状況を踏まえ、平成２８年１２月１６日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

法律では、国や地方公共団体に対して、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態調査などを求めている。現在、国及び地方公共団体は、本法律に基づき各種施策を講じ、部落差別のない社会の実現をめざしています。

一方、人権全般に係る法律制定の動きとしては、まず、平成９年３月２５日に、「人権擁護施策推進法」が、５年間の限時法で施行されました。

本法律は、人権の擁護に関する施策について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することを目的としており、その調査審議機関として、法務省に「人権擁護推進審議会」（以下「審議会」という。）を設置することが定められました。

「審議会」は、平成１１年７月２９日に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、平成１３年５月２５日に「人権救済制度の在り方について」の答申を公表した後、平成１４年３月２４日、法律の失効に伴い消滅しました。

そして、平成１２年１２月６日には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。本法律は、学校・地域・家庭・職場など様々な場を通じて、人権尊重の理念を深めるために、人権教育・啓発の施策を推進し、もって人権が尊重される社会の実現を図ろうとするものです。

政府は、この法律に基づき、平成１４年３月、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この計画は、人権教育・啓発に当たり取り組むべき具体的な課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題などを掲げ、これら人権課題に対する総合的かつ計画的な推進を図るための方策を提示し、実施機関等の強化と連携並びにマスメディアの積極的な活用などを含めた内容となっています。本計画は、平成２３年４月１日の一部変更を経て、現在に至っています。

Ⅳ 今も残る部落差別

（１）意識調査から見た差別

令和２年度に埼玉県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、調査回答者約 2,700 人のうち、約 83%にあたる 2,242 人が同和問題を知っていると回答。また、「あなたは同和問題（部落差別）に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか」の問いに対しては、「結婚・交際で周囲が反対すること」51.6%、「差別的な言動をすること」38.3%、「就職・職場で不利な扱いをすること」36.8%、「誤った偏見から交際を避けること」29.8%、「身元調査をすること」27.4%という結果でした。

また、令和４年８月、内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」では、調査回答者約 1,556 人のうち、86.5%にあたる 1,346 人が同和問題を知っていると回答。また、部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「結婚問題で周囲の反対を受けること」が 40.4%と最も高く、以下、「差別的な言動をされること」32.3%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」27.5%、「身元調査をされること」24.3%との結果でした。

これらの調査結果からわかることは、いまだ差別が存在するという事実、特に人生の節目である結婚や就職時における差別が多いということです。例えば、結婚に際し不正に相手の戸籍謄本等を取得し同和地区出身者かどうかを調べる事件なども起きています。私たちは差別の現実を理解し、誤った偏見による差別意識をなくすために努力していかなければなりません。

同和問題は差別する人、差別される人だけの問題で、私たちとは関係ないということを耳にしますが、そうでしょうか。

部落差別によって基本的人権が侵される社会では、日本国憲法で保障されている私たちの人権が守られているとはいえません。同和問題の解決は、国民全体の基本的人権の問題であることを強く認識し、一日も早く差別のない明るい社会を実現しなければなりません。

（２）事例から見る差別

＜ケース① 突然の破談通告＞

同和地区に対する差別が最も顕著に現れるのは、結婚です。例えば、地区出身を理由に結婚を断るといった事例です。

同和地区出身のＡさんは３１歳の会社員。Ａさんには結婚を約束した彼女がいました。そして、ある年の１月、Ａさんは彼女の家を訪れ、父親に結婚を申し出ました。彼女の父親は小学

校の教師で、Aさんはかつての教え子でした。父親はニコニコしながら二人の結婚を承諾し、そればかりか「跡取りのいない家だから、婿に来てくれないか。それがだめなら名前はそのままでもいいから、この家に入ってもらいたい」とまで言うてくれました。Aさんは家を継ぐことになっていましたが、家族と相談し、彼女の家に入ることを決めました。

その後、二人は結納を済ませ、4月末には結婚式を挙げる予定でした。

ところが1月下旬、その日はAさんの職場の新年会で、彼女が車で迎えに来る予定でした。しかし、時間になっても彼女の迎えはなく、心配して待っていると、Aさんに電話の呼び出しがありました。電話は彼女の父親からでした。父親はAさんに対し、「娘の気が変わったから、結婚の話はなかったことにしてくれ」と言いました。Aさんが理由を尋ねても「とにかく娘の気が変わった」の一点張りで、取りつくしめありません。慌てて彼女の家に行きましたが、父親は彼を家の中に入れようともせず、「娘の気が変わった……」の繰り返しでした。そして、Aさんと彼女の婚約は破棄になりました。

その後の調査で、この出来事の前日、彼女の家族は、結婚式の出席者名簿に記載されたAさんの親戚の住所から、彼が同和地区出身者であることを知ったことが分かりました。

彼女の父親は教師です。この出来事は、同和教育の担い手であるはずの教師が起こした差別事件として、大きな問題を提起しました。

<ケース② 「隣の学校に子どもを通学させるのは反対」>

同和問題の解決の手段の一つとして、「差別を受け入れない地域社会や職場をつくること」が挙げられます。次の事例は、そのことを考えさせられる出来事です。

K町では、近年の住宅の急増によって、学校間の児童・生徒の人数に大きな格差が生じ、通学区域を変更して児童・生徒数の調整を図る必要が生じました。

そして、住民説明会において、役場から児童・生徒数の調整案についての説明がありました。この案では、町内の中学校と小学校の全てで少しずつ児童・生徒の移動が計画されていました。

問題の発言は、この住民説明会の中で起こりました。参加者の一人が「隣の学校に子どもを通学させるのは反対だ」「隣の学校には、親のいない子を預かっている福祉施設の子や同和地区の子がいる。そういう所の子どもたちとこの地区の子を一緒にするのは、教育上よくない」という趣旨の発言をしたのです。「施設の子や同和地区の子が通っている学校には、かわいい子どもは行かせたくない……」。これは明らかに福祉施設や同和地区に対する差別です。

また、問題はもう一つありました。この場にいた役場の職員や学校関係者などが誰も注意しなかったのです。ただ、閉会時に、職員が「先程の発言の中に不適切な発言がありました」とは言いましたが、どの発言を指しているか不明のまま、そのまま訂正されずに住民説明会は終了したのです。

その時点で、みんなが「今の発言は取り消すべきではないか」「今の発言は訂正すべきだ」と指摘すれば、本人は自分の発言の誤りに気付くでしょう。いや、それ以上に、差別することがいかに社会的に批判される行為か、ということに気付くでしょう。そのような指摘が行われる社会や職場づくり、これが「同和問題解決の目標」といえるわけですが、この事件はそのことを私たちに教えています。

<ケース③ 「あの人は違うんだ」>

同和問題に対して、「寝た子を起こすな」という考え方が広く見受けられますが、次の事件は、それでは問題の解決につながらないことを教えています。

H市に在住のAさん（65歳）は、長い間同和地区出身を隠して一人で生きてきました。そのAさんが病院に入院し、その時同じ病室にいたBさんと知り合いになりました。Aさんは、退院後も時々Bさんのマンションに遊びに行くようになり、その後Bさんの紹介もあってこのマンションに入居しました。入居後は、二人が独身同士ということもあり、毎日のようにお互いの部屋に行き来するようになりました。

ところが、ある時、いつものように遊びに来ていたBさんが、同じマンションに住むCさんのことを同和地区出身だという意味で「あれは違うんだから気をつけろ」と発言しました。この時Aさんは、内心嫌な気持ちになりましたが何も言えませんでした。ところがその後、Bさんはまた「何号室のDも同和だ。つき合わない方がいいぞ」などと発言しました。Bさんは、その後、同じマンションに住むEさんについても「あれもそうだったんだ」などとたびたび発言を繰り返しました。

度重なる発言にも、Aさんはそのつど我慢してきました。抗議すれば自分が同和地区出身だとわかることを恐れたのです。さらにBさんが、Aさんだけでなく、マンションのあちこちにその話をまき散らしていることが耳に入ってきました。このまま隠してはいつか自分も知られてしまうかもしれない。そうすれば自分のこともBさんに言いふらされるのではないかと考えようになり、Aさんは、実兄に相談して問題を提起したのです。

この事件は、いかに同和地区の人々が部落差別に対して黙って我慢しているかを典型的に示しています。平成5年に総務庁（当時）が行った「同和地区実態把握等調査」では、同和地区の人の3人に1人が差別を受けたことがあると回答していますが、その半数近く（47.4%）の人々は「黙って我慢した」と回答しています。同和地区の人が我慢するのは知られたくないからで、「差別だ」と抗議すれば自らも傷つくからです。

<ケース④ 「差別図書を企業が購入」>

昭和50年11月、全国の有名企業の人事担当者や結婚調査を手がける興信所などに、「部落地名総鑑」という図書の案内チラシが配られ、販売されていたことが発覚しました。

この図書には、全国の対象地区（同和地区）の所在地を旧地名と新地名で表し、その戸数や主な職業などが記載されていました。

販売された意図や購入目的は、就職や結婚に際して同和地区出身者かどうかを調べ、企業等から対象地域出身者を締め出すことが明白であり、極めて悪質なものでした。

その後、法務省が調査に乗り出し、昭和50年から53年にかけて計8種類もの類似図書が、1冊5千円から5万円程度で販売され、これらの図書を購入した企業は、判明しただけでも、全国大手企業200社を超えています。

そこで、法務省は事の重大性に鑑み、これらの図書を回収し廃棄処分にしました。さらに、この事件を契機に企業での同和問題の啓発や研修が行われるようになりました。

また、平成元年には、「部落地名総鑑」事件の現代版ともいえるパケット通信差別事件が発生しました。

これは、パソコンやワープロ、アマチュア無線の周波数を使い、対象地域の新旧地名や職業リスト等を電波等により送信したもので、不特定多数の人の目にふれる極めて悪質な差別事件です。

今日のインターネットやパソコンの普及した高度情報化社会では、差別意識や偏見など誤った情報が無数に配信されるなど、新たな差別を生み出す大きな社会問題となっています。

この事件から30年後の平成17年12月に第9番目の「部落地名総鑑」が、そして翌年同18年1月には新たに第10番目の「部落地名総鑑」の存在が明らかにされるなど、この事件の根深さを物語っています。

<ケース⑤ 「戸籍謄本等不正取得事件」>

平成17年4月、興信所の依頼を受けた兵庫県及び大阪府の行政書士会に所属する会員が、「職務上請求書」（統一請求用紙）を使って住民票や戸籍謄本等を不正に取得して興信所に譲渡し、結婚差別や就職の身元調査に悪用する事件が発覚しました。

事件の発端は、平成15年7月にあった結婚差別の相談です。調査によると、男性側が、相手女性の戸籍謄本から同和地区の出身であることを知り、女性側に結婚の拒否を告げたのですが、この戸籍謄本が、「職務上請求書」により開示されていたということです。

兵庫県及び大阪府の行政書士が使用した職務上請求書は1,000枚以上であり、さいたま市を含む北足立郡内では、平成15年1月から平成17年3月までの間、5自治体で計19通の戸籍謄本等が、職務上請求書により交付されたことが判明しました。埼玉県全体では、15自

治体で計４５通が交付されていたということです。

平成１９年６月及び８月には、埼玉県土地家屋調査士及び三重県の行政書士による戸籍謄本等の不正取得が発覚。平成２３年１１月には法律事務所の司法書士等が、平成２４年９月には群馬県の調査会社（行政書士からの名義を借りて）が職務上請求書の偽造による戸籍謄本や住民票等を大量に不正取得した事件が発覚し、埼玉県内においても不正請求が判明しました。

令和３年８月には、栃木県宇都宮市の行政書士が、職務上請求書を不正使用し、姫路市や大阪市などから戸籍謄本等を不正取得した疑いで兵庫県警に逮捕されるなど、同様の事例が近年も発生している状況です。

戸籍は氏名、出生地、親子関係、婚姻関係などを記載した公文書です。戸籍の記載事項が、差別や偏見の対象となる誤った意識が社会には根強く残っており、こうした問題は、今回の戸籍謄本等不正取得事件以外にも繰り返し発生しています。

なお、総務省、法務省は、職務上請求書によって戸籍謄本等を取得できる８士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）に対して、「住民票の写し等の統一請求用紙の適正な使用管理について」、「戸籍謄本等の統一請求用紙の適正な使用管理について」の文書を平成１７年４月２６日に送付しています。

国をはじめ各関係機関においても、不正取得防止に向けた措置が講じられることとなり、総務省は「住民基本台帳法」を平成１８年に改正し、だれでも閲覧を請求できる閲覧制度を廃止し、個人情報保護に留意した制度として再構築しました。さらに翌年同１９年５月には戸籍法が改正され、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限するとともに、請求者の本人確認、不正に交付を受けた者の罰則の引上げなど、戸籍制度の所要の整備が行われています。

<ケース⑥ 「悪質なビラ撒き事件」>

令和３年１月１１日、埼玉県×市内の小学校前の電柱にＢ４サイズのビラが貼られているのを通行人が発見し警察に通報しました。

ビラには市内在住のＡさんの住所と名前が書かれており、「要注意人物／Ａさん夫妻は２人とも同和地区出身者、且つ犯罪者だ／日本人としてカウントされていない為に市県民税は免除されている」と記載されていました。

その小学校にはＡさんの子どもが通っていました。ビラは近隣の公園や新幹線の橋桁にも貼られていました。１月１４日、小学校の正門近くの校庭に６枚のビラが撒かれ、校内をパトロールしていた教員が回収し、Ａさん及び市教育委員会、警察に報告しました。その後も、公園や小学校の敷地内にビラが撒かれたり、郵便ポストにビラが投函されるなど、近隣でのビラ撒きが続きました。

2月2日、警察は市内在住の50歳代の男性を名誉棄損罪で逮捕しました。その後の公判で、被告人はAさんが被告人宅の敷地にゴミを投棄したことを恨み、犯行に及んだと述べました。ビラに同和地区出身者と書いた理由は「Aさんの名字は同和地区出身者が多いのでそうだった」と述べました。

Aさんは、今回の誹謗中傷により家族がとても恐怖を感じ、不安な生活を強いられたこと、子どもの友人宅にもビラが撒かれたことでいじめに遭うかもしれないと子どもが情緒不安定になってしまったことなどに強い憤りを感じている、と述べています。また、「同和地区」という言葉で他にも心を痛めている人がいるということを加害者は認識し、差別的思想を改めてほしいと求めています。

<ケース⑦ 「指定管理施設職員による問題発言」>

平成31年1月、埼玉県Q市で、部落解放運動団体関係者が市の施設を利用しようと連絡した際、施設の指定管理者の職員から「同和さんですね」と言われました。団体は、「同和さん」という発言に差別的な意図が含まれているとして、問題提起を行いました。

これを受けて、Q市の副市長及び教育長、部落解放運動団体、及び当該発言者により、発言に関する確認会が開催されました。確認会では、部落解放運動団体が団体名と氏名を名乗っているのに、「同和さん」と言い換えたこと、そして「同和さん」という言葉が良い意味で使われるものではないことが問題とされ、発言者の同和問題に対する認識や、施設関係者における職員研修の必要性について問われるとともに、市における市民や職員への更なる啓発の必要性が改めて認識されることとなりました。

V 明るい社会の実現のために

「差別はもうない」「知らない人や子どもに、わざわざ同和教育をしなくても……」とか「寝た子を起こすな」という人がいますが、寝た子を起こさないで差別がなくなるのであれば、もうすでに同和問題は解決しているはずです。

しかし、今日も差別事件が後を絶たない現実をどのように考えたらよいのでしょうか。同和問題を知らないという状態は、偏見に侵されやすいものです。誤った知識や偏見を知らず知らずのうちに身に付けていくことを自覚していないためです。したがって、偏見を持たないよう、正しいことを学ぶことが大切です。また、すでに誤ったことを聞いている人には、正しく理解してもらうことが必要です。もし、「寝た子」を起こさないままにしておけば、被差別部落に対する偏見や誤った認識が正されずに伝えられ、繰り返し新しい差別を生み出していくことにな

ります。

私たちがこうした因習・偏見に起因する差別意識に対して、勇気を持って「いや、それはおかしいです」「それはいわれなき差別です」といえる姿勢を身に付けることこそ、部落差別をなくしていく実践行動となります。

そのため、「いつ、だれが、何のために部落地区をつくったのか」を正しく理解し、日常生活のなかで「差別を見抜き、差別を許さない」実践行動に結び付けていく、ということが大切です。差別をなくしていくために、自分にはどんな役割があるのか、自分の立場で何をしたら差別をなくすことにつながるのかを考え、話し合い、たとえ小さなことであっても具体的なことを日常生活の中で実行していきましょう。

VI 同和問題 Q&A

Q1 同和問題（部落差別）とは、どのようなものですか？

A 同じ日本人でありながら、被差別部落（同和地区・対象地域）に生まれ育ったという理由だけで、長い間、経済的、社会的にも低位な状態に置かれ、日本国憲法によって誰にでも保障されているはずの職業を選ぶ自由や、結婚の自由などの基本的人権が、現代社会においても、なお著しく侵害されているという深刻な問題です。

このように、同和地区に生まれ育ったというだけで差別されるという、基本的人権に関わる社会問題を同和問題といいます。

Q2 同和对策の特別措置法が失効しましたが、同和对策は終了したのですか？

A 昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、その後法律の変遷を経て、昭和62年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定されました。この特別措置法が、二度の法改正による延長を経て、平成14年3月31日に失効したことにより、同和对策は、事業実施の緊要性等に応じて講じられてきた特別対策から一般対策へと移行することになりました。

この33年間、国及び地方公共団体等による各種施策により生活環境などに見られる実体的較差は相当改善されてきました。しかし、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決をめざす取り組みを放棄するものではありません。平成28年12月16日には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、依然として社会に根強く残る差別意識の解消を図り、部落差別のない社会の実現をめざしていくものです。

令和4年7月には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。全て

の県民が、部落差別を解消する必要性について一人ひとりの理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現することを理念としています。

Q3 同和問題を今さら取り上げなくても、差別は自然と解消されませんか？

A これは、「寝た子を起すな」という考え方です。部落差別は、いまだ完全に解消してはならず、現実には根強く残っています。

仮に、この問題について知らない人がいたとしても、ずっと知らないままで一生を終える保障はありません。何も知らない人が、間違った考え方に基づく、差別や偏見に満ちた内容で知らされたらどうでしょう。何の抵抗もなく、誤った知識が受け入れられてしまうのではないのでしょうか。これでは、かえって差別を黙認し、助長してしまいます。

偏見を持つことのないよう正しいことを学び、知ることが必要です。また、誤った考えの人には、正しく理解してもらうことが大切です。

このように、一人ひとりが同和問題を正しく理解し、また部落差別の不当性を知り、社会の中に根強く残されている偏見を取り除いていくことが必要です。

Q4 部落差別のない社会にするには？

A 部落差別は人為的につくられたものですから、人々の努力により必ずなくすことができるものです。

私たち一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、「差別をしない、させない、許さない」ということを実行し、差別のない明るい社会をつくるように努力しなければなりません。

Q5 えせ同和行為とは？

A えせ同和行為とは、同和問題を口実にして不当な圧力をかけ、何らかの利権を得ようとする悪質な行為です。

この行為は、あたかも差別解消運動であるかのようにみせかけて行われることが多いため、被差別部落の人々や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる民間団体に対するイメージを損ね、ひいては同和問題に対する誤った認識を持つ原因にもなっています。

さらに、長年にわたる啓発活動の効果を一挙に覆すもので、このようなえせ同和行為は、同和問題解決を阻害する大きな要因となっており、これを断固排除しなくてはなりません。

えせ同和行為を排除するためには、同和問題を正しく理解し、不当な要求に屈することなく、勇気をもって対処することが大切です。

えせ同和行為への対応の基本的態度（法務省HPから）

○不当な要求は毅然たる態度で断固拒否しましょう。

○同和問題への取組等を口実に不当な要求を受けたときは、「今後どうすべきか法務局の処理に委ねたい」と伝え、法務局に連絡しましょう。

○窓口担当者に対応を任せきりにしてしまうのではなく、組織全体の問題として対応しましょう。

○具体的な要求を受けたときは警察（全国暴力追放運動推進センター）、弁護士会、法務局へ相談しましょう。

Q6 公正採用選考とはどのようなことですか？

A 日本国憲法第22条第1項で保障されている、職業選択の自由すなわち就職の機会均等とは、誰でも自分の適性や能力に応じて自由に職業を選ぶことができるということです。そのためには採用する側が差別のない採用選考を行う必要があります。

＜厚生労働省作成「公正な採用選考をめざして（令和5年度版）」から＞

I 採用選考の基本的な考え方

- ①「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重すること
- ②応募者の適性・能力に基づいた基準により行うこと



II 公正な採用選考の基本

- ①応募者に広く門戸を開くこと
- ②本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とすること

III 採用選考時に配慮すべき事項～就職差別につながるおそれがある14事項～

次の①～⑪の事項を、エントリーシート・応募用紙に記載させる・面接時において尋ねる・作文の題材とするなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

（本人に責任のない事項の把握）

- ①「本籍・出生地」に関すること
- ②「家族」に関すること（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
- ③「住宅状況」に関すること（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④「生活環境・家庭環境など」に関すること

（本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握）

- ⑤「宗教」に関すること
- ⑥「支持政党」に関すること

- ⑦「人生観・生活信条など」に関する事
- ⑧「尊敬する人物」に関する事
- ⑨「思想」に関する事
- ⑩「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動など社会運動」に関する事
- ⑪「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関する事

（採用選考の方法）

- ⑫「身元調査など」の実施
- ⑬「本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類」の使用
- ⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

《身元調査について》

身元調査においては、居住地域等の生活環境等を実地に調べる事、近所や関係者への聞き込みや様々な書類・データを収集することなどによって、本人やその家族に関する情報を広く集めることになりますが、その中で、意図しなくても、本人の本籍・生活環境や家族の状況・資産などの本人に責任のないことや、思想信条にかかわることなど、本人の適性・能力とは関係のない、差別の原因となるおそれのある事項が把握されることとなります。

また、身元調査によって収集される情報の中には、無責任な風評・予断・偏見が入り込んだ情報が含まれることがあり、それによって採用が左右されるおそれがあります。このようなことから、結果として身元調査は就職差別につながるおそれがあります。

採用にあたっては、応募者の基本的人権を尊重して、就職差別のない、公正な選考を行うことが一番大切です。出身地、家族の職業及び収入など本人の能力・適性以外の理由で不採用になるようなことはあってはならないことです。

例えば、戸籍謄本等の提出や身元調査を行い、「本人に責任のない事項」を把握して、それを採用基準としてはいけません。また、本籍や家族についてなど「本人に責任のない事項」を応募用紙に記載させないことが重要です。社用紙ではなく、全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の様式例に基づいた履歴書などを用いることで、就職差別につながるおそれを回避できます。これらに留意した採用選考を行いましょう。

本市では主に企業を対象とする人権問題研修会を開催し、公正な採用選考を促進しています。

<人権啓発冊子等をご利用ください>

人権尊重意識の普及高揚を図るため、様々な人権啓発冊子を用意しています。また、人権教育・啓発に関するDVD（いじめ、障害、職場でのハラスメント、性的マイノリティ、同和問題等）の貸出しを行っています。各種啓発品等は無償で提供、貸出しいたしますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ

さいたま市 人権政策・男女共同参画課

TEL 048-829-1132 FAX 048-829-1969



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日法律第 109 号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 1 1 月 1 6 日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 1 2 月 8 日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例（令和 4 年 7 月 8 日 条例第 34 号）

（目的）

第一条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号。第 9 条において「法」という。）第 2 条に規定する基本理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（部落差別の禁止）

第三条 何人も、図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはならない。

（県の責務）

第四条 県は、第 2 条に定める基本理念（次条及び第 6 条において「基本理念」という。）にのっとり、部落差別の解消に関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村、県民及び事業者との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関し、市町村が実施する施策並びに県民及び事業者の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たって県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第七条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

（相談体制の充実）

第八条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上等相談体制の充実を図るものとする。

（部落差別の実態把握）

第九条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、法第 6 条の規定により国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ、必要に応じて、実態を把握するよう努めるものとする。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

同和対策関係年表

西暦（和暦）	内容
1871年（明治4年）	太政官（身分解放令）布告
1922年（大正11年）	全国水平社結成
1953年（昭和28年）	国の予算に同和対策予算計上（隣保館経費）
1958年（昭和33年）	内閣に同和問題閣僚懇談会を設置
1960年（昭和35年）	同和対策審議会の設置
1965年（昭和40年）	同和対策審議会「答申」
1966年（昭和41年）	同和対策協議会の設置
1969年（昭和44年）	★『同和対策事業特別措置法』の制定（10か年の限時法）
1979年（昭和54年）	★『同和対策事業特別措置法』の延長（3か年）
1981年（昭和56年）	同和対策協議会「意見具申」
1982年（昭和57年）	★『地域改善対策特別措置法』の制定（5か年の限時法） 地域改善対策協議会の設置
1984年（昭和59年）	地域改善対策協議会「意見具申」
1986年（昭和61年）	地域改善対策協議会内に基本問題検討部会を設置 地域改善対策協議会「意見具申」
1987年（昭和62年）	★『地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』の制定（5か年の限時法）
1991年（平成3年）	地域改善対策協議会「意見具申」
1992年（平成4年）	★『地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』の延長（5か年）
1993年（平成5年）	地域改善対策協議会内に総括部会を設置
1996年（平成8年）	地域改善対策協議会「意見具申」 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」策定
1997年（平成9年）	★『地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』の一部を改正する法律の延長（5か年） ★『人権擁護施策推進法』の制定（5か年の限時法） 人権擁護推進審議会の設置
1999年（平成11年）	人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（答申）
2000年（平成12年）	★『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』施行
2001年（平成13年）	人権救済制度の在り方について（答申）
2002年（平成14年）	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ★『地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』の失効（3月31日）
2011年（平成23年）	「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更
2016年（平成28年）	★『部落差別の解消の推進に関する法律』施行
2022年（令和4年）	★『埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例』施行

★『』は、人権及び同和対策に関する法律関係

人権啓発冊子
私たちの人権

令和6年2月 発行

編集 さいたま市市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課

発行 さいたま市



さいたま市

この冊子は2,500部作成し、1部当たりの印刷経費は109円です。
(人権啓発活動地方委託費(法務省)で作成しましたので、市の負担はありません。)